

平成18年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成18年12月19日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成18年12月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)
- 日程第2 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第3号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第4号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第5号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第6号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第7号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第8号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第26号 平成18年度三浦漁港整備工事の請負契約の締結について
- 日程第11 地域活性化特別委員会に付託中の地産地消小委員会の中間報告の件について
- 日程第12 防災対策特別委員会の防災対策に関する調査・研究の件について
- 日程第13 議会広報編集特別委員会の広報編集・発行の件について
- 日程第14 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 報告第2号 専決処分の報告について(変更契約・法180条関係)

- 日程第2 議案第1号 平成18年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 議案第2号 平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第3号 平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第4号 平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第5号 平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第7 議案第6号 平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第8 議案第7号 平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第9 議案第8号 平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第26号 平成18年度三浦漁港整備工事の請負契約の締結について
- 日程第11 地域活性化特別委員会に付託中の地産地消小委員会の中間報告の件について
- 日程第12 防災対策特別委員会の防災対策に関する調査・研究の件について
- 日程第13 議会広報編集特別委員会の広報編集・発行の件について
- 日程第14 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(24名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
8番 神岡 光人君	9番 田村 三郎君
10番 伊藤 秀行君	12番 平村 真成君
13番 魚谷 洋一君	14番 松井 岑雄君
15番 黒田 壇豊君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君

19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員（1名）

7番 杉山 藤雄君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書 記 河井 敏博君	書 記 平田富久代君
書 記 藤本万亀子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	助役	椎木 巧君
収入役	吉村 正晴君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	川田 昌満君	総務部長	村田 雅典君
総務課長	吉田 芳春君	財政課長	奈良元正昭君
健康福祉部長	馬野 正文君	産業建設部長	岡村 春雄君
環境生活部長	村田 章文君	久賀総合支所長	野口 菊義君
大島総合支所長	山本 治君	東和総合支所長	鍵本 一和君
橘総合支所長	中河 美昭君	教育次長	布村 和男君
公営企業局総務部長 ...	河村 常和君		

午前9時30分開議

議長（新山 玄雄君） おはようございます。杉山藤雄議員から欠席の通告を受けております。
 それでは、18日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。
 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1．報告第2号

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、報告第 2 号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。

村田総務部長。

総務部長（村田 雅典君） 報告第 2 号専決処分の報告について御説明をいたします。

大島斎場建設工事につきましては、ことしの 2 月から明年 2 月末日までの工期で工事を進めております。

斎場建設にかかわる工事は、大きく分けて用地造成工事と建築工事に分けておりますが、当初の設計で用地造成工事の範疇で実施する予定でありました L 型擁壁工 2.5 メートル、排水溝 8.2 メートル、アースカーブの撤去 126.1 メートル、埋め戻し 420 立方メートルを建築工事の中で実施することになりました。

したがいまして、現契約 1 億 7,955 万円に 442 万 6,800 円を増額いたしました 1 億 8,397 万 6,800 円とする請負変更契約について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、指定されました専決処分事項により専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

参考までに、用地造成工事部分にかかわる減額につきましては、ことし 6 月の定例議会におきまして、請負変更契約の議決をいただいているところであります。

議長（新山 玄雄君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第 2 . 議案第 1 号

日程第 3 . 議案第 2 号

日程第 4 . 議案第 3 号

日程第 5 . 議案第 4 号

日程第 6 . 議案第 5 号

日程第 7 . 議案第 6 号

日程第 8 . 議案第 7 号

日程第 9 . 議案第 8 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 2、議案第 1 号平成 18 年度周防大島町一般会計補正予算（第 4 号）についてから、日程第 9、議案第 8 号平成 18 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 1 号）についてまでの 8 議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初期に、質疑はすべて終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

議案第 1 号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16 番 広田 清晴君） 平成 18 年度周防大島町一般会計補正予算（第 4 号）について、

反対の立場から討論いたします。

まず1つは、実際的な予算のあり方についてであります。御承知のように、私はずっと今まで、どれだけ早く数字をつかんで、いわゆる不必要な部分はどれだけ予算計上するか、それは基本的には住民生活に必要な部分、環境整備とか、そういう部分に必要な部分ということで討論してきました。

これは9月議会においても行いましたが、全協等で議論してきたように、今年度1,200万円の庁舎に関する調査費が新年度当初で計上されておりました。1,200万円です。これが大体入札で、結果としては320万円余りということで、約800万円、測量を除く800万円部分が実は今実質上はあるわけなんですね。そういうのが今時点ではわかるわけですね。そういう場合には、その余った部分といいますか、その部分をきちっと補正計上して使っていくこと、住民のためにですね、ということは私は当然考えていいんじゃないかという立場であります。

今後、これから先、例えば年度末までそれが必要かといえば、決して必要ではないわけなんです。そうすると、それを補正計上して、例えば新年度に住民の暮らしや福祉部門、そして環境整備、これらが十分されなかった部分については、当然私は予算計上すべきだという点を再度指摘したいというふうに思います。

2点目として、町民生活の実態とあわせてどうかという点です。年度当初予算で議論しましたように、今年度の大きな特徴としては、1つは、各種検診に代表されるように、かなり負担面が大きくなったというのが、議員各位御承知のとおりです。

またもう一つは、合併以後、かなりの部分で住民密着部分が落とされているという部分があります。それらがなぜ落ちてくるかといえば、執行部側は一般財源が非常に少ないんだという言い方があります。ならば、大型事業に対する一般部分、これは当然あるわけですから、それらは私は長期計画の中で配慮していく必要があるんじゃないかという点があります。そうした点を考慮入れながら補正計上していくことが大事である。

ただ、今回もそれは改善部分、これは当然あります。例えば学校教育にかかわる部分の110万円とか、また、実際的な住民の町道とか、河川とかいう実際的に要望部分、これが300万円余り含まれておりますから、当然私はその部分の改良は否定してはおりません。ただ、そういう部分は全体の予算、どれだけ数字をつかんで、例えば12月の補正で出せば3月まであるわけですね。そうすれば、今住民の実際的な要求にかなえていく補正ができるというふうに考えております。

それともう一つは、条例改正でもあったわけなんです、後期高齢者の医療費のあり方の問題が今度に変更になります。いわゆる県レベルで行っていると。今回初めて予算計上されておるわけなんです、この大きな部分としては、私は今後問題になるというのが、現地の声が届かない

制度に、後期高齢者の医療制度に変わってるという点と、もう一つは、もっともっと透明度を高める要素があるというふうに考えております。これが今回の負担金としてあらわれております。それらについて考えれば、どうしても私は今回の補正には賛成できないというふうに考えます。

ぜひ私たちは、今暮らしや福祉にとってどうなのか、これは皆さん方今まで議論してきたように、国の悪政の中で、やむなく地方自治体が影響を与える部分があります。しかし、仮に国がそういう方向であったとしても、地方自治体の段階で、それじゃそういう中であってはどう組んでいくのかというのは非常に大事な部分だというふうに考えております。

特に今年度は国民健康保険の大幅増で、町民の負担がかなり実際的にはふえております。世帯当たりで、承知のように2万円を超えるような増額になっております。その辺を考えれば、私は補正予算1回1回を、私はもっと組み方を変えていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。そういう立場から、反対の立場から討論したいというふうに思います。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第1号平成18年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第2号平成18年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第3号平成18年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第4号平成18年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第5号平成18年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第6号平成18年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第7号平成18年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第8号平成18年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10．議案第26号

議長（新山 玄雄君） 日程第10、議案第26号平成18年度三蒲漁港整備工事の請負契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木助役。

助役（椎木 巧君） 追加議案として提出をいたしました議案第26号平成18年度三蒲漁港整備工事の請負契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、平成18年12月7日に、町内業者11社、町外業者4社、計15社で入札を行った結果、井森工業株式会社が4,664万8,000円で落札をいたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えました4,898万400円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、三蒲漁港の沖防波堤延長7.85メートル、西防波堤延長48メートルの設置工事となっております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようしくお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。

議案第26号平成18年度三浦漁港整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11．地域活性化特別委員会に付託中の地産地消小委員会の中間報告の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第11、地域活性化特別委員会に付託中の地産地消小委員会の中間報告の件についてを上程し、これを議題とします。

地産地消小委員会から、地産地消の件について中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、地産地消小委員会の中間報告を受けることに決定しました。

安本地産地消小委員会の委員長の発言を許します。安本委員長。

地産地消小委員長（安本 貞敏君） 平成17年度第2回定例会におきまして本委員会が設置されまして、付託された地産地消小委員会の開催あるいは成果、今後の課題等については報告書のとおりでありますけれど、今日までの経過等について報告をさせていただきます。

平成17年6月15日小委員会設置後におきまして、委員会メンバー6名でスタートをいたしました。

まず、状況を把握するために周防大島町管内における現状を県、町の担当者より説明を受けました。

引き続き、現地における販売所を視察することにいたしまして、毎週土曜日に直売所を開設して実績を上げておられます沖浦の直売所を視察いたしました。

平成8年にスタートし、9年目からの実績も非常に高く、お客様にも大変喜ばれておるようでございます。遠くは広島県よりお客が来るといほどにまで至っておるようでございます。

季節の野菜や、あるいは花、こういった物を中心に販売をし、夏は朝4時ごろから店を開いておられまして、固定客もでき、地元を初め、あるいは各方面より来客があり大変盛況に推移しておられました。

10%の手数料が会の運営資金となっております。

次に、鮮魚に関して東和地区の魚の朝市を視察することにいたしまして、ここは地元の漁師の方が5名でチームを組んで発足をし、毎週日曜日の朝8時から開催しておられました。魚種も多く、鮮度のよい商品を安く提供しておられ、大変地元には喜んでおられるようでございます。

地元はもとより、遠くは広島県や岩国方面から固定したお客がふえ、定着しておられました。

市場に送りますと運賃や手数料が必要であり、その分を還元して地元で直売すれば、生きた鮮度のよい商品を価格を下げて消費者に提供できるとのことでございました。

最初は1カ所で始めておられましたけれど、いろいろ事情がありまして、2カ所に分散して販売しておられたわけでございますけれど、徐々にまたもとに戻るようなお話も聞いております。

その後、委員会におきまして、周防大島町などにどの程度の野菜や、あるいは果物が市場から搬入されているのか、あるいはまた、町内で実施されましたアンケートなどについても説明を受け、調査結果の報告をさらに受けたわけでございます。

今後の課題として次の点が挙げられます。まず1つとして、地元の物を販売する施設が必要であろう。それから2つ目として、観光と両面での交流を図る必要がある。3つ目として、学校や病院など施設での地元産物の消費拡大が必要である。それから4つ目として、農漁産物を1カ所で展示して販売する施設が必要であろうと、整備が必要であろうというふうに思うわけでございます。

さらに、小委員会といたしましては、ただいま申し上げましたような課題や問題点に向けて既に行っている取り組みをしておられるわけでございますけれど、この小委員会としても今後努力してまいりたいというふうに考えております。

以上、地産地消小委員会としての中間報告をさせていただきました。ありがとうございました。議長（新山 玄雄君） 以上で地産地消小委員会の中間報告を終わります。御苦労さまでございました。

日程第12．防災対策特別委員会の防災対策に関する調査・研究の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第12、防災対策特別委員会の防災対策に関する調査・研究の件についてを上程し、これを議題とします。

本件について田村防災対策特別委員長の報告を求めます。田村委員長。

防災対策特別委員長（田村 三郎君） 平成17年第1回定例会において本委員会が設置され、付託された台風、地震等の防災対策の調査・研究について、その成果を報告いたします。

委員会の開催、また、その成果については報告書のとおりであります。成果に至るまでの作業内容などについて報告させていただきます。

平成17年3月定例会で私たち9名が選任され、途中1名が欠員となりました。以後、調査・研究のための委員会を8回、また、災害現地視察、総合防災訓練への参加を含め、都合11回の委員会を開催いたしました。

また、平成18年6月23日の全員協議会において、大災害時におけるモニター制について若干の修正を加え、今後の課題を含め、その都度見直しを図るとのことで賛同いただきました。

このモニター制の基本は、報告書にも提示してありますが、1つ、震度5以上の地震が発生したとき、2つ、台風、大雨などで大きな被害が発生したとき、3つ、上記1、2以外の大災害、大事案が発生したときには、全議員がそれぞれ指定された区域の視察を実施し、議長に対して町民の生命、身体に関することを最優先に報告し、次いで被災状況の概要について報告することといたしました。

この大災害時における議員モニター制がしかれたことから、防災対策特別委員会としては、委員会を開き、以後の対応について協議したところ、所期の目的が達成したとの委員全員の意見でありましたことを申し添え、委員長報告といたします。

以上です。

議長（新山 玄雄君） ただいま田村防災対策特別委員長から、防災対策の調査・研究について所期の目的を達成した成果報告がありました。

お諮りします。防災対策特別委員会の期間は平成19年3月22日までとなっておりますが、ただいまの委員長の成果報告により、防災対策特別委員会の防災対策調査・研究を終了したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、防災対策特別委員会の防災対策調査・研究を終了することに決定しました。

田村委員長さん初め、防災対策特別委員の皆様、御苦労さまでございました。

日程第13．議会広報編集特別委員会の広報編集・発行の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第13、議会広報編集特別委員会の広報編集・発行の件についてを上程し、これを議題とします。

本件について尾元議会広報編集特別委員長の報告を求めます。尾元委員長。

議会広報編集特別委員長（尾元 武君） それでは、平成16年第1回定例会におきまして本委員会が設置されまして、付託されました議会広報編集・発行についての結果を報告いたします。

発行回数等につきましては報告書のとおりであります。広報発行に当たりましての各過程、作業内容等について報告をさせていただきます。

平成16年12月定例会で私たち6名が選任されて以来、各定例会の終了後、直ちに議会だより「こちら議会広報部」の編集に当たり、また、町の協力をいただきまして各家庭に配布いたしてまいりました。

最初の編集会議では、住民の皆さんにわかりやすく、また的確にをモットーにアピールできるものをと、何か新しい試みを委員が試行錯誤しました結果、御案内のとおり、新聞、雑誌、広報紙はほとんど縦書きの編集であります。横書き編集での発行にトライしてみました。この手法は全国で2自治体が採用しているところでありました。住民の皆さんの反応が気になるころではありましたが、若干の反対意見をいただきましたところですが、読みやすいなどの予想を反した答えが返ってきたところに、私たち委員、胸をなでおろしたところでもあります。

広報発行に関しまして少し申し上げますと、定例会が終了後、直ちに編集作業に入りますが、発行日までの期間はわずか25日程度であります。校正から印刷の所要日数を除きますと、二、三日のまとめあげとしなければなりません。原稿依頼、写真撮影、レイアウト、見出し、校正と、どれ一つとっても大変な作業であります。顔写真1つにしても、写真の写りぐあいとか、顔の向きとか、見出しは何にするかなどと、まとまるまでに時間がかかります。校正は2回行います。校正をするたびに、「です・ます」調、「である」調の統一、また漢字の間違いとか、送り仮名の間違いなどを見つけます。何字以内の原稿と依頼するのですが、二、三十字オーバーしているようなときは、勝手にカットすることもできず、筆者の了解をいただいて直ちに直します。

県の広報委員会研修会では、各議会の広報を持ち寄って、広報クリニックと題して専門家の指導をいただいております。それらを含め、回を追うごとに、手前みそではあります。少しずつよくなっているのではないかなと思っております。

町民の皆様から、議会だよりを読んでいますよとか、もっと議論の内容を知らせてほしいとかという声を聞きます。特に一般質問に対する関心が強いように思われます。こうした町民の皆さんの声が、私たちにとって大変励みになります。字数に制限がありますが、原稿を書かれる方は苦勞が多いと思います。質問項目を全部書けない場合もありますし、答弁内容は結果だけ短く書かねばならない場合もあります。もっと紙面に余裕があれば、皆さんの研究の跡がにじみ出た、各委員会への討論内容も掲載することができます。そうすれば、ますます議会と住民のパイプ役としての議会だよりになるように思われます。

今後、さらに議会広報が充実しまして、住民から関心が持たれ、愛されるような広報づくりと発行ができるよう祈念いたしまして、特別委員会の報告を終了いたします。

また、本日も原稿を依頼しておりますが、期間、字数厳守のほどよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

議長（新山 玄雄君） 以上で議会広報編集特別委員長の報告を終わります。

尾元委員長さん初め、議会広報編集特別委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

議会広報編集特別委員会の期間は明日12月20日までであります。議会広報は大変重要と考えておりますので、引き続き議会広報編集特別委員会の設置について、議員の皆様にお諮りをいたします。

ただいまから日程第14に関する資料を配布いたします。

日程第14 議会広報編集特別委員会の設置について

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議会広報編集特別委員会の設置についてを上程し、これを議題とします。

お諮りします。本案については、委員会条例第5条の規定により、6人の委員で構成する議会広報編集特別委員会の設置を平成16年12月21日に議決し、平成18年12月20日までの期間で広報編集発行について、これに付託の上、閉会中の継続審査（調査）することにしておりますが、明日でその期間が経過するため、再度、委員会条例第5条の規定により、6人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、広報編集発行について、これに付託の上、期間は平成18年12月21日から2年とし、閉会中の継続審査（調査）することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、広報編集発行について、これに付託の上、期間は平成18年12月21日から2年とし、閉会中の継続審査（調査）することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時01分休憩

.....
午前10時03分再開

議長（新山 玄雄君） （テープ中断）会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、平野和生議員、伊藤秀行議員、魚谷洋一議員、木村潔議員、小田貞利議員、尾元武議員、以上6名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の議員を議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

議会広報編集特別委員におかれましては、12月21日以降に議会広報編集特別委員会を開催

し、委員長及び副委員長を互選され、後刻報告をお願いをいたします。

日程第15．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣いたしたいと思います。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員でございます。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第16．委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出が2件提出されましたので、お手元に配布いたしております。

2件について順次お諮りします。

まず、請願第2号「上関原発建設反対を求める請願書」について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、請願第2号「上関原発建設反対を求める請願書」については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情・要望第7号「上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書」について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、陳情・要望第7号「上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書」については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成18年第4回定例会を閉会いたします。

午前10時07分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 広田 清晴

署名議員 魚原 満晴

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員